

証券コード5900
平成27年5月1日

株 主 各 位

大阪市淀川区新高二丁目7番13号

株式会社 **ダイケン**

代表取締役社長 藤 岡 洋 一

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年5月20日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年5月21日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間
(末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報告事項 第67期(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役3名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役2名選任の件
第6号議案 役員賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daiken.ne.jp>)に掲載させていただきます。

【添付書類】

事業報告

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による各種経済対策等により雇用や公共事業が増加しました。また、日本銀行の追加金融緩和による円安・株高の進行もあって、今後の景気回復への期待が高まることとなりました。一方で、大幅な円安による輸入物資の高騰、物価上昇による消費者マインドの低迷、欧州債務危機や、新興国経済の減速懸念など、景気を下押しするリスクが存在し、先行きは依然として不透明な状況となっております。

建築金物業界におきましては、需要先である建設業界全般におきまして、公共投資及び民間企業による設備投資も増加傾向となり建設需要は堅調に推移いたしました。戸建・マンション関連では消費税増税の反動による影響が想定以上に長引く結果となりましたが、低水準ではあるものの年度後半から回復の兆しが見られました。また、賃貸集合住宅関連では、都市部での需要増加や相続税対策への関心が引き続き高く、受注は堅調に推移いたしました。しかしながら、当業界のシェア確保のための企業間競争は厳しく、経営環境は依然として厳しい状況が続きました。

このような中、当社は、千葉出張所の新規出店等関東圏への営業強化を図りました。また、建設現場へのジャストインな納品の実現により、建設業界における深刻な職人不足による施工遅延問題の改善に努めてまいりました。一部の生産では内製化を進めると共に、在庫数量の充実も図ってまいりました。更に、遊休工場でありました千葉工場（佐倉市）を利用した製品の生産により、関東圏への供給力を高めてまいりました。

また、代理店への説明会をはじめ、設計事務所等に対しスペックイン段階でのPRを積極的に実施し、リフォーム関係の展示会にも積極的に参加すると共に、官庁関係、デベロッパーへのPRに努めてまいりました。

生産部門では、兵庫工場における長尺鋼製レール及び関連部品等の塗装について、カチオン電着塗装を採用しておりましたが、高品質、省エネ、環境に優しい静電粉体塗装ラインに変更しました。また、設備投資を進めることにより製造原価の低減に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、前事業年度比3.7%増の109億8百万円となりました。利益面では、円安による輸入材やアルミ等の原材料の高騰により製造原価の低減が追いつかず、また、販売管理費の削減にも取り組みましたが、運搬費の高止まりなどにより想定していたような効果は得られず、営業利益は前事業年度比10.4%減の7億17百万円、経常利益は前事業年度比11.4%減の7億14百万円となりました。当期純利益は、設備投資減税の影響等がありましたが、前事業年度比8.8%減の4億33百万円となりました。

品目別の売上状況については、次のとおりであります。

(単位：千円)

分 類	金 額	構成比	主 要 製 品 名
建 築 金 物	4,571,129	41.9%	ドアハンガー、ハンガーレール 点検口、ピット、カーテンレール
外 装 用 建 材	1,871,464	17.2%	金属製笠木、外装・目隠しパネル
建 材	6,442,593	59.1%	———
エ ク ス テ リ ア	3,265,656	29.9%	物置、ガレージ、自転車置場
そ の 他	1,057,557	9.7%	家庭金物、施工
小 計	10,765,807	98.7%	———
不 動 産 事 業 収 入	142,711	1.3%	不動産賃貸
合 計	10,908,519	100.0%	

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は、3億46百万円であります。その主なものは、生産用機械及び金型であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に新たな増資、社債発行などによる資金調達は実施しておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

建築金物業界に密接な建設業界の需要の中で、新設の住宅着工数は消費税増税に伴う需要の反動減が長引いておりましたが、デフレ脱却を目指す政府の施策と、円安を背景に大手の輸出関連企業等を中心に国内景気の持ち直しに期待が高まっております。しかしながら、職人の不足により、需要の高まりに反して工事着工の遅れや建設コストの上昇が発生し、今後の建築金物業界に関連する国内の設備投資の動向につきましては、依然として予断を許さない状況が続くと予想されます。

このような経営環境の中、東北地方の復興需要の本格化や東京オリンピック・パラリンピックに関連した民間設備計画の具体化が見られるようになってきたことより、今後も関東圏で景気が賑わう可能性が高まっております。そのため、関東圏への出店を引き続き進め、きめ細かい営業活動を実施してまいります。製品の物流費用の高止まりや円安による為替の問題など、難しい課題ではあるものの最適化を図ってまいり所存であります。

また、ユーザーの視点に立った商品開発を最重要課題のひとつと捉え、当社製品群のニーズや市場価格の変化に対応するため、生産及び調達方法や販路を見直すと共に、今後も開発部を強化することで付加価値の高い事業構造へ改善してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解をいただき、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第 64 期 (平成24年2月期)	第 65 期 (平成25年2月期)	第 66 期 (平成26年2月期)	第67期(当期) (平成27年2月期)
売 上 高	9,987,138	10,339,376	10,515,143	10,908,519
経 常 利 益	607,255	865,104	807,051	714,724
当 期 純 利 益	353,575	547,293	475,713	433,682
1株当たり当期純利益	60円17銭	93円15銭	80円97銭	73円83銭
総 資 産	12,723,308	13,243,834	13,876,653	14,557,490
純 資 産	9,871,713	10,398,421	10,835,227	11,243,493

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く。)に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、建築金物、外装用建材、エクステリア製品等の製造、販売を行っており、また、製品の取付け工事を行っております。更に、不動産賃貸事業を営んでおります。

(12) 主要な営業所及び工場

本 社 大阪市淀川区新高二丁目 7 番13号

支店・営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	札幌市清田区	神奈川営業所	横浜市西区
東京支店	東京都墨田区	静岡営業所	静岡市駿河区
名古屋支店	愛知県一宮市	岡山営業所	岡山市東区
大阪支店	大阪市淀川区	福岡営業所	福岡市博多区
仙台営業所	仙台市宮城野区	広島営業所	広島市中区
盛岡営業所	岩手県盛岡市	東京西出張所	東京都東大和市
埼玉営業所	さいたま市北区	千葉出張所	千葉県佐倉市

工 場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
室蘭工場	北海道室蘭市	兵庫工場	兵庫県加西市
成田工場	千葉県富里市	岡山工場	岡山市東区
千葉工場	千葉県佐倉市	津山工場	岡山県津山市
十三工場	大阪市淀川区		

(13) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	259名	5名減	42.7歳	18年 2 月
女 性	44名	2名増	40.2歳	12年 2 月
合計または平均	303名	3名減	42.4歳	17年 5 月

(注) 従業員数には、臨時従業員及び嘱託社員（計59名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 21, 000, 000株
- (2) 発行済株式の総数 5, 970, 480株（うち自己株式96, 593株）
- (3) 株 主 数 590名（前期末比21名増）
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
藤 岡 洋 一	1, 115, 200株	18. 9%
ダ イ ケ ン 取 引 先 持 株 会	423, 000株	7. 2%
ダ イ ケ ン 従 業 員 持 株 会	324, 311株	5. 5%
藤 岡 秀 一	298, 385株	5. 0%
押 木 光 三	251, 600株	4. 2%
株式会社 り そ な 銀 行	243, 000株	4. 1%
藤 岡 純 一	237, 000株	4. 0%
株式会社 三 井 住 友 銀 行	185, 000株	3. 1%
糸 井 孝 子	174, 700株	2. 9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	145, 000株	2. 4%

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成27年 2 月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 岡 洋 一	
常 務 取 締 役	松 井 浩 治	営業本部長
取 締 役	田 淵 敦 司	経理部長
取 締 役	北 川 淳 二	製造管理部長
取 締 役	北 脇 昭	総務部長
常 勤 監 査 役	小 畑 芳 三	
監 査 役	阿 部 幸 孝	三和綜合法律事務所代表 りょうざん会計事務所所長
監 査 役	橋 田 光 正	東陽監査法人代表社員

- (注) 1 監査役阿部幸孝氏及び監査役橋田光正氏は社外監査役であります。
2 常勤監査役小畑芳三氏は、株式会社りそな銀行に長年在籍し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3 監査役阿部幸孝氏は、法曹として豊富な経験を有しコンプライアンス等に関する相当程度の知見を有しております。
4 監査役橋田光正氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5 監査役橋田光正氏は、株式会社東京証券取引所が義務付ける独立役員であります。

(ご参考) 当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏 名	担当地位
奥 野 幸 和	執行役員 十三工場長
塚 本 智	執行役員 成田工場長
岡 森 正 寛	執行役員 兵庫工場長
小 川 正 孝	執行役員 営業本部 西日本グループ長兼大阪支店長
尾 川 友 康	執行役員 営業本部 関東グループ長
柿 添 儀 治	執行役員 開発部長
中 野 達	執行役員 貿易部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役	5名	101,900千円
監 査 役	3名	16,780千円
(うち社外監査役)	(2名)	(2,880千円)
計	8名	118,680千円

- (注) 1 平成8年5月29日の株主総会の決議による取締役の報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まず）は年額200,000千円、及び監査役の報酬限度額は年額50,000千円であります。
- 2 支給額には、当事業年度中に役員賞与引当金繰入額として費用処理した23,000千円（取締役20,500千円、監査役2,500千円）及び役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した10,000千円（取締役8,800千円、監査役1,200千円）が含まれております。
- 3 上記のほかに、次の支払いがあります。
使用人兼務取締役の使用人給与相当額 30,888千円

(3) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係
兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役	阿 部 幸 孝	当事業年度開催の取締役会には13回中11回に、また監査役会には11回中8回に出席しました。弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、必要な意見、発言を行っております。
監査役	橋 田 光 正	当事業年度開催の取締役会には13回のすべてに、また監査役会には11回中10回に出席しました。公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、必要な意見、発言を行っております。

③責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第33条の規定により、各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 20,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項及び定款第37条の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動指針を定め、取締役が、率先して研修等へ参加することを通じて、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員が事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンス規程に従い実践するよう周知徹底します。

- ② 内部監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監視するとともに、随時取締役会に報告します。
- ③ 当社は、コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートの外に公益通報制度を設け、その利用につき役職員に周知し運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、法令及び社内規程に基づき、定められた期間保存します。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク状況への対応については、別途定められた「危機管理規程」に基づき各部門への浸透を図ります。各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行い、各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において、改善策を審議・決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとします。

また、取締役会の意思決定の該当性を高めるため、社外取締役を選任するものとします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社等と重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実について相互に情報確認を行い、適切なリスク管理に努めます。

また、当社と子会社等との間における取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切に管理するとともに、不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は監査役及び監査契約を締結した監査人と十分な情報交換を行うものとします。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとします。

また、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とします。

(7) 取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めるものとします。

取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社等の財務及び事業に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部者通報による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備し、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。
- ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ります。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動指針」に定め基本方針とします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関と連携し的確に対応します。

(注) 本事業報告中の記載金額及び比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年 2 月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,754,472	流 動 負 債	3,053,123
現 金 及 び 預 金	2,741,183	支 払 手 形	591,733
受 取 手 形	1,344,417	買 掛 金	1,553,769
電 子 記 録 債 権	927,347	未 払 金	186,821
売 掛 金	2,222,567	未 払 費 用	135,386
商 品	7,572	未 払 法 人 税 等	228,248
製 品	718,135	未 払 消 費 税 等	84,328
原 材 料	386,489	預 り 金	29,908
仕 掛 品	241,625	前 受 収 益	5,828
貯 蔵 品	26,458	賞 与 引 当 金	197,163
前 払 費 用	17,138	役 員 賞 与 引 当 金	23,000
繰 延 税 金 資 産	112,705	そ の 他 の 流 動 負 債	16,935
未 収 入 金	5,152	固 定 負 債	260,873
そ の 他 の 流 動 資 産	5,916	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	90,775
貸 倒 引 当 金	△2,237	繰 延 税 金 負 債	76,835
固 定 資 産	5,803,017	そ の 他 の 固 定 負 債	93,262
有 形 固 定 資 産	4,612,354	負 債 合 計	3,313,996
建 物	2,060,809	純 資 産 の 部	
構 築 物	29,066	株 主 資 本	11,067,408
機 械 及 び 装 置	357,045	資 本 金	481,524
車 両 運 搬 具	12,518	資 本 剰 余 金	250,398
工 具 器 具 備 品	104,074	資 本 準 備 金	249,802
土 地	2,045,900	そ の 他 資 本 剰 余 金	596
建 設 仮 勘 定	2,938	利 益 剰 余 金	10,390,620
無 形 固 定 資 産	125,348	利 益 準 備 金	120,381
ソ フ ト ウ ェ ア	107,689	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,270,239
電 話 加 入 権	13,848	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,065
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3,811	別 途 積 立 金	7,500,000
投 資 そ の 他 の 資 産	1,065,314	繰 越 利 益 剰 余 金	2,769,174
投 資 有 価 証 券	580,440	自 己 株 式	△55,134
関 係 会 社 株 式	20,000	評 価 ・ 換 算 差 額 等	176,085
出 資 金	2,475	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	176,085
長 期 前 払 費 用	18,528	純 資 産 合 計	11,243,493
保 険 積 立 金	390,805	負 債 及 び 純 資 産 合 計	14,557,490
会 員 権	38,403		
そ の 他 の 投 資 金	24,680		
貸 倒 引 当 金	△10,020		
資 産 合 計	14,557,490		

損 益 計 算 書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,908,519
売 上 原 価		7,349,667
売 上 総 利 益		3,558,852
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,840,896
営 業 利 益		717,956
営 業 外 収 益		36,437
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,299	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	21,137	
営 業 外 費 用		39,668
支 払 利 息	11	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	39,657	
経 常 利 益		714,724
特 別 損 失		4,400
会 員 権 評 価 損	4,400	
税 引 前 当 期 純 利 益		710,323
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		281,723
法 人 税 等 調 整 額		△5,082
当 期 純 利 益		433,682

株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金
平成26年3月1日残高	481,524	249,802	596	250,398	120,381	767	7,500,000
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益							
自 己 株 式 の 取 得							
税率変更による積立金の調整額						333	
固定資産圧縮積立金の取崩						△35	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	297	-
平成27年2月28日残高	481,524	249,802	596	250,398	120,381	1,065	7,500,000

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計					
	繰越利益 剰 余 金						
平成26年3月1日残高	2, 418, 033	10, 039, 181	△54, 758	10, 716, 345	118, 882	118, 882	10, 835, 227
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	△82, 243	△82, 243		△82, 243			△82, 243
当 期 純 利 益	433, 682	433, 682		433, 682			433, 682
自 己 株 式 の 取 得			△376	△376			△376
税率変更による積立金の調整額	△333	－					
固定資産圧縮積立金の取崩	35	－					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					57, 203	57, 203	57, 203
当 期 変 動 額 合 計	351, 141	351, 438	△376	351, 062	57, 203	57, 203	408, 266
平成27年2月28日残高	2, 769, 174	10, 390, 620	△55, 134	11, 067, 408	176, 085	176, 085	11, 243, 493

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子 会 社 株 式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

(a) 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(b) 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15～50年

機 械 及 び 装 置 10年

② 無 形 固 定 資 産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ 長 期 前 払 費 用 定額法

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

6,988,435千円

(2) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	3,050,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	3,050,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,581千円
短期金銭債務	一千円

(4) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日を持って決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形	200,072千円
------	-----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

91,685千円

営業取引以外の取引による取引高

業務管理手数料等

12,563千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

株 式 の 種 類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	5,970,480株		一株		一株	5,970,480株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

株 式 の 種 類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	95,943株		650株		一株	96,593株

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成26年5月22日 定時株主総会	普通株式	82,243千円	14円00銭	平成26年 2月28日	平成26年 5月23日

(5) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効 力 発 生 日
平成27年5月21日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	93,982千円	16円00銭	平成27年 2月28日	平成27年 5月22日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	70,190千円
未払事業税等	19,302千円
役員退職慰労引当金	32,315千円
減損損失	33,443千円
その他	41,378千円
小計	196,629千円
評価性引当額	△63,041千円
合計	133,588千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△97,339千円
固定資産圧縮積立金	△379千円
合計	△97,718千円
繰延税金資産の純額	35,869千円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成26年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されております。

これに伴い、平成27年3月1日から開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、37.9%から35.5%に変更されております。

なお、この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は、7,298千円減少し、法人税等調整額は、7,298千円増加いたしました。

(3) 決算日後の法人税等の変更

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.5%から、平成28年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成29年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%に変更されます。

なお、この変更を勘案して、当事業年度の一時差異を基礎として再計算した場合、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は7,322千円、法人税等調整額は1,919千円、その他有価証券評価差額金は9,241千円それぞれ増加いたします。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については余資を短期の定期性預金等安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については自己資金又は銀行借入で賄う方針であります。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部の外貨建ての営業債権は、為替のリスクに晒されております。投資有価証券は、主として取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替のリスクに晒されております。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、短期の支払期日のみであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

取引先与信限度規程に従い、営業債権について、営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建て債権・債務については、定期的に為替相場等を把握しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(c) 資金調達に係るリスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の2ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度末日における営業債権のうち27%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）を参照ください）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,741,183	2,741,183	-
(2) 受取手形	1,344,417	1,344,417	-
(3) 電子記録債権	927,347	927,347	-
(4) 売掛金	2,222,567	2,222,567	-
(5) 投資有価証券	570,353	570,353	-
資 産 計	7,805,869	7,805,869	-
(1) 支払手形	591,733	591,733	-
(2) 買掛金	1,553,769	1,553,769	-
負 債 計	2,145,502	2,145,502	-

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権及び(4) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

その他投資有価証券における種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりであります。

表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理の対象となったものはありません。

	種類	取 得 原 価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	285,551	559,353	273,801
	小計	285,551	559,353	273,801
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	11,377	11,000	△377
	小計	11,377	11,000	△377
合 計		296,928	570,353	273,424

負 債

(1) 支払手形及び(2) 買掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
非 上 場 株 式	10,087

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の当事業年度末日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預 金	2,731,036	-	-	-
受 取 手 形	1,344,417	-	-	-
電 子 記 録 債 権	927,347	-	-	-
売 掛 金	2,222,567	-	-	-

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、大阪府その他の地域において、賃貸用のマンション等(土地を含む)を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は68,363千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに当事業年度末における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

貸借対照表計上額(千円)			当事業年度末に おける時価(千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
770,353	△7,817	762,536	1,256,966

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 主な変動

増加は、事業用資産から遊休資産への振替7,764千円、取得31,625千円であります。

減少は、遊休資産から事業用資産への振替20,937千円、除売却9,330千円、減価償却費16,938千円であります。

3 時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいた金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,914円15銭
(2) 1株当たり当期純利益	73円83銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月14日

株式会社ダイケン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅 原 隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲 下 寛 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイケンの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月21日

株式会社ダイケン 監査役会

常勤監査役	小 畑 芳 三	㊞
社外監査役	阿 部 幸 孝	㊞
社外監査役	橋 田 光 正	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要政策の一つであると考えており、将来の事業展開を考慮しつつ、企業基盤の強化を図りながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

期末配当につきましては、1株当たり当期純利益が65円を上回る場合は、普通配当12円に加え2円を配当することを基本方針としております。当事業年度については、1株当たり当期純利益が65円を上回りましたので基本方針に従い14円に、創業90周年記念配当2円を加え、合計16円といたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は93,982,192円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年5月22日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 定款変更の目的

社外取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、また適切な人材を招聘できるよう、社外取締役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を定款第26条（社外取締役との責任限定契約）として新設するものであります。

なお、社外取締役との責任限定契約の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。また、条文の新設に伴い、現行定款の条数の繰り下げを行うものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第25条 条文省略 (新 設)	第1条～第25条 現行どおり (社外取締役との責任限定契約) <u>第26条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 <u>26</u> 条～第 <u>41</u> 条 条文省略	第 <u>27</u> 条～第 <u>42</u> 条 現行どおり

第3号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役松井浩治氏、田淵敦司氏の2名が任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を含む取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	まつ い こう じ 松 井 浩 治 (昭和27年8月17日生)	昭和50年4月 当社入社 平成4年3月 当社名古屋営業所長 平成7年3月 当社神奈川営業所長 平成10年3月 当社営業本部課長 平成13年3月 当社営業本部次長 平成17年5月 当社執行役員営業本部部長 平成19年5月 当社取締役営業本部長 平成23年5月 当社常務取締役営業本部長 現在に至る	5,200株
2	た ぶ ち あ つ し 田 淵 敦 司 (昭和33年2月14日生)	昭和56年3月 当社入社 平成5年3月 当社社長室課長代理 平成17年3月 当社経理部次長 平成17年5月 当社執行役員経理部長 平成19年5月 当社取締役経理部長 現在に至る	4,400株
3	あ り た ま き 有 田 真 紀 (昭和43年7月10日生)	平成8年6月 センチュリー監査法人(現新 日本有限責任監査法人)入所 平成15年7月 公認会計士有田事務所所長 現在に至る	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 有田真紀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役の選任理由及び独立性について

①有田真紀氏につきましては、公認会計士及び税理士としての専門的な知識経験と、ガバナンスや企業経営に関する高い見識を有していることから社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、会社の経営に関与しておりませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- ②同氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
 - ③同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（役員としての報酬を除く）を受ける予定はなく、また過去に受けていたこともありません。
 - ④同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑤当社は、同氏が社外取締役を選任され就任した場合は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届出る予定です。
- (2) 社外取締役との責任限定契約
- 社外取締役候補者が選任され、第2号議案「定款一部変更の件」をご承認いただいた場合に、当社は社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第 4 号議案 監査役 1 名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役小畑芳三氏が任期満了となります。
つきましては、監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
お ばた よし かず 小 畑 芳 三 (昭和31年 3 月10日生)	昭和54年 4 月 株式会社大和銀行（現株式会社 りそな銀行）入社 平成14年 3 月 大和銀信託銀行株式会社（現株 式会社りそな銀行）出向 平成18年 4 月 当社内部監査室 出向 平成19年 3 月 当社入社 内部監査室長 平成19年 5 月 当社常勤監査役 現在に至る	—

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、西尾富次氏は監査役小畑芳三氏の補欠として、押木信吉氏は社外監査役阿部幸孝氏及び橋田光正氏の補欠としての候補者であります。

なお、あらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間となります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
1	にし お とみ じ 西 尾 富 次 (昭和38年3月16日生)	平成2年10月 当社入社 平成17年3月 当社情報システム 課長代理 平成26年3月 当社情報システム 課長 現在に至る	—
2	おし き しん きち 押 木 信 吉 (昭和39年4月8日生)	昭和62年4月 タイヨー電機株式会社入社 平成16年4月 同社取締役技術部長 平成18年4月 株式会社ドリーム・ジービー入社 平成18年4月 同社取締役兼技術責任者 現在に至る	10,750株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記の候補者のうち、押木信吉氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性
- ①押木信吉氏は、会社経営に深い造詣を有し、経営管理面において経験と見識等をもとに、コンプライアンスの面での監査が期待できると判断したからであります。
- ②同氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
- ③同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除きます。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- ⑤同氏が原案どおり選任され、就任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、届出る予定であります。

(2) 補欠の社外監査役との責任限定契約

同氏が社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項及び定款第34条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名及び社外監査役2名を除く監査役1名に対し、当期の業績を勘案して、役員賞与総額23,000千円（取締役分20,500千円、監査役分2,500千円）を支給することといたしたいと存じます。

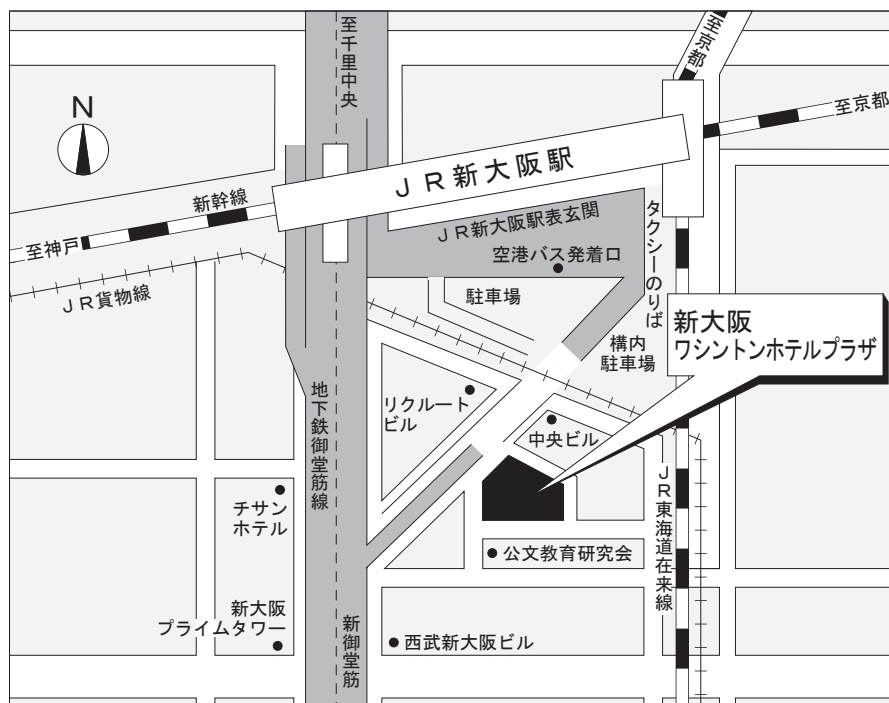
以 上

〈メ モ 欄〉

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内略図

場 所 大阪市淀川区西中島五丁目 5 番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間



最寄の交通機関

● 徒歩

J R新大阪駅正面口から……………徒歩約 3 分

地下鉄新大阪駅 7 番出口から……………徒歩約 3 分

—— お願い ——

駐車場のご用意がございませんので、ご了承のほどお願い
申し上げます。